

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年10月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100224号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100054号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年6月1日から平成31年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成27年6月から平成29年3月までは11万8,000円から38万円、平成29年4月から同年9月までは11万8,000円から36万円、平成29年10月から平成30年1月までは11万8,000円から34万円、平成30年2月は11万8,000円から36万円、平成30年3月は11万8,000円から34万円、平成30年4月から同年6月までは11万8,000円から32万円、平成30年7月から平成31年1月までは11万8,000円から30万円とする。

平成27年6月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年6月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年6月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成27年6月から平成28年8月までは38万円から41万円、平成28年9月から平成29年3月までは38万円から47万円、平成29年4月から同年8月までは36万円から47万円、平成29年9月は36万円から44万円、平成29年10月から平成30年1月までは34万円から44万円、平成30年2月は36万円から44万円、平成30年3月は34万円から44万円、平成30年4月から同年6月までは32万円から44万円、平成30年7月及び同年8月は30万円から44万円とする。

平成27年6月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和60年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間：平成27年6月1日から平成31年2月1日まで
請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と異なり、低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、事業主及びA社の委託先会計事務所から提出された給料支払明細書（給与明細書）、課税庁から提出された給与支払報告書並びに金融機関から提出された取引明細表（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、請求者の資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成27年6月から平成28年8月までは41万円、平成28年9月から平成29年8月までは47万円、平成29年9月から平成30年8月までは44万円、平成30年9月から平成31年1月までは41万円）並びに事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成27年6月から平成29年3月までは38万円、平成29年4月から同年9月までは36万円、平成29年10月から平成30年1月までは34万円、平成30年2月は36万円、平成30年3月は34万円、平成30年4月から同年6月までは32万円、平成30年7月から平成31年1月までは30万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成27年6月から平成29年3月までは38万円、平成29年4月から同年9月までは36万円、平成29年10月から平成30年1月までは34万円、平成30年2月は36万円、平成30年3月は34万円、平成30年4月から同年6月までは32万円、平成30年7月から平成31年1月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成27年6月1日から平成31年2月1日までの期間について、請求者の請求内容どおりの報酬月額に関する届出を年金事務所に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているものの、上述の給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらずその結果、年金事務所は、請求者の平成27年6月1日から平成31年2月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間のうち、平成 27 年 6 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間について、上述の給料支払明細書等により確認できる請求者の資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成 27 年 6 月から平成 28 年 8 月までは 41 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 47 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までは 44 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額及び上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の標準報酬月額を、平成 27 年 6 月から平成 28 年 8 月までは 41 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 47 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までは 44 万円とすることが必要である。

ただし、平成 27 年 6 月から平成 30 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100127号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100055号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成30年7月1日から平成31年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成30年7月は11万8,000円から14万2,000円、平成30年8月から平成31年1月までは11万8,000円から16万円とする。

平成30年7月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成31年2月1日から令和元年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成31年2月から令和元年6月までは、11万8,000円から16万円とする。

平成31年2月1日から令和元年7月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年8月1日から令和2年4月1日まで

私は、平成28年11月1日にA社に契約社員として入社し、平成29年4月1日からB国のC社に赴任し、令和2年3月31日までD職として勤務した。A社とC社は別法人であり給与も別であることから、請求期間に係る私の年金記録は、国内の適用事業所であるA社と契約した給与額(労働契約書の賃金欄に記載の月例給43万4,100円)に見合った標準報酬月額(44万円)が記録されるはずだが、記録が間違っているので訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、本件訂正請求日（令和3年3月12日）において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえ、平成29年8月1日から平成31年2月1日までの期間（以下「請求期間①」という。）については厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、平成31年2月1日から令和2年4月1日までの期間（以下「請求期間②」という。）については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。
- 2 請求者は自身の標準報酬月額について、A社の労働契約書及び給与支給明細書並びに赴任先であるB国の法人（以下「現地法人」という。）の労働契約書及び給与明細書（以下「請求者提出資料」という。）を提出し、A社と締結した労働契約書及び給与支給明細書に記載の基本給43万4,100円は、国内の適用事業所であるA社が支払う報酬額であり、当該報酬額には、現地法人と締結した別の労働契約に基づき支払われた給与額は含まないことから、国の記録は間違っているため、給与支給明細書の基本給43万4,100円に見合った標準報酬月額とするべきである旨の主張をしている。
- 3 年金事務所は、請求者の標準報酬月額について、A社からは、請求者を同社の契約社員として現地法人に赴任させたが、契約社員の海外赴任に関する給与規定等はなく、今回、請求者がB国へ赴任した期間の給与支給に係る資料も作成していないとの申出があったため、日本年金機構発行の「海外勤務者の報酬の取扱い」に基づき、海外の事業所から支給されている給与等を報酬に含めないケースに該当すると判断し、A社が提出した請求者の給与支給明細書の「支給合計額」が、標準報酬月額の算定の基礎となる報酬であるとしている。
- 4 A社は、請求期間に係る請求者の給与支給額については、労働契約書及び給与支給明細書に記載の基本給43万4,100円から、給与支給明細書の支給項目「臨時支給」にて、現地法人から支払われる年間報酬予測額を12分して控除していること、及び次年度の給与支給明細書では、支給項目「遡及支給1」または「遡及控除1」にて、前年度の年間予測額と実際の支払額の差額（以下、「遡及調整分」という。）を、5月から3月までの給与に分割したうえで支給または控除し、給与支給明細書の「支給合計額」を算出していたと回答している。

また、A社は、上述の給与支給額の確認書類として、請求者の労働契約書、給与支給明細書、現地法人の給与明細書、前年度賃金精算計算書（2017年度及び2018年度分）、勤務月報、平成28年及び平成29年分所得税源泉徴収簿、2018年度給与返金依頼書並びに振込通知書（以下「事業所提出資料」という。）を提出している。

さらに、年金事務所が保管する、請求者に係る月額変更届及びA社が提出した健康保険・厚生年金保険被保険者報酬改定通知書において確認できる、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。
- 5 しかし、年金事務所が保管する被保険者報酬月額変更届によると、A社は、請求者の標準報酬月額について、給与支給明細書の「支給合計額」から遡及調整分を修

正額として除いた額を、標準報酬月額改定の基礎となる期間の報酬月額として算出し年金事務所に届出しており、同社は、当該届出により改定した標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（給与支給明細書の控除項目に記載の厚生年金保険料）を請求者の給与から控除した旨の回答をしている。

また、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 6 月までは 10 万 4,000 円、平成 30 年 7 月から平成 31 年 1 月までは 11 万 8,000 円と記録され、請求者の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額も同額であることが確認できる。

- 6 以上を踏まえると、請求者の標準報酬月額の改定の基礎となる期間の報酬月額は、請求者提出資料、事業所提出資料及び日本年金機構の回答により、国内の適用事業所である A 社から請求者に対し、実質的に支払われていることが確認できる報酬（給与支給明細書の「支給合計額」）とすべきである。

したがって、請求期間①について、本来の標準報酬月額は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 6 月までは 10 万 4,000 円、平成 30 年 7 月は 14 万 2,000 円、平成 30 年 8 月から平成 31 年 1 月までは 16 万円となることが確認できる。

- 7 さらに、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、請求期間①について、本来の標準報酬月額は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額または上回ることが認められ、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないことから、訂正は認められない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 8 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 9 一方、請求期間①のうち、平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録を超えていることから、平成 30 年 7 月から平成 31 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、平成 30 年 7 月は 14 万 2,000 円、平成 30 年 8 月から平成 31 年 1 月までは 16 万円とすることが必要である。

また、平成 30 年 7 月から平成 31 年 1 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 10 請求期間②については、本件訂正請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録は平成

31年2月から令和元年6月までは11万8,000円、令和元年7月から令和2年3月までは8万8,000円と記録されているところ、上述の事業所提出資料及び日本年金機構の回答によると、本来の標準報酬月額は平成31年2月から令和元年6月までは16万円、令和元年7月から令和2年3月までは8万8,000円であることが確認できる。

したがって、請求期間②のうち、平成31年2月から令和元年6月までの標準報酬月額については、16万円とすることが必要である。

ただし、請求期間②のうち、令和元年7月から令和2年3月までは、本来の標準報酬月額とオンライン記録が一致していることから、訂正は認められない。